

一般財団法人さいたま住宅検査センター住宅性能評価業務規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この住宅性能評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人さいたま住宅検査センター（以下「センター」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下「評価業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 評価業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価業務の申請を引き受ける時間及び休日)

第3条 評価業務の申請を引き受ける時間は、次項に定める休日を除き、午前9時30分から午後5時までとする。

2 評価業務の休日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (4) 特にセンターにおいて定めた日

3 評価業務の申請を引き受ける時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 評価業務を行う事務所は、次の表のとおりとする。

事務所名	所 在 地
本部	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目12番3号
さいたま中央事務所	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目12番3号
武蔵浦和事務所	埼玉県さいたま市南区沼影二丁目4番7号
大宮事務所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目121番地1
川越事務所	埼玉県川越市並木488番地1
所沢事務所	埼玉県所沢市東新井町307番地の7
越谷事務所	埼玉県越谷市南越谷四丁目16番地2

春日部事務所	埼玉県春日部市中央六丁目1番地7
熊谷事務所	埼玉県熊谷市籠原南三丁目365番地
東京事務所	東京都武蔵野市中町一丁目11番4号
SJKつくば確認検査事務所	茨城県つくば市東新井19番地7

(評価を行う住宅の種類及び評価業務を行う範囲)

第5条 センターは、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第一号から第三号に定める区分に係る評価業務を行うものとする。

(評価業務を行う区域)

第6条 評価業務を行う区域は、次の区域とする。

埼玉県、東京都（島しょ部を除く）、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県及び神奈川県全域

第2章 設計住宅性能評価の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
 - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
 - (3) 法第58条の規定による特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し（ただし、センターが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価（以下「変更設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、前項第一号に掲げる図書、前項第二号及び第三号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする（ただし、センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）。
- 3 前2項の規定による申請は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）において行うことができる。

(設計住宅性能評価の引受及び契約)

第8条 センターは、前条の設計住宅性能評価の申請があったときは、次の各号に掲げる事項について審査してこれを引受けるものとする。

- (1) 申請に係る住宅が第5条に規定する評価業務の範囲に該当すること
- (2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
- (3) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと

2 センターは、前条の規定により申請者から提出された図書（以下「設計評価申請関係図書」という。）に前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は補正を行わない場合においては、引受けできない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価関係図書を返還するものとする。

4 第1項により申請を引受けたときは、センターは、申請者に引受けた旨を証する書面（以下「引受承諾書」という。）を交付するものとする。この場合、センターは、別に定める一般財団法人さいたま住宅検査センター評価業務約款（以下「評価業務約款」という。）に基づき契約を締結するものとする。

5 申請者が正当な理由なく、引受承諾書に定める額の料金を評価業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、センターは、第1項の引受けを取り消すことができる。

(評価業務約款に規定すべき事項)

第9条 前条の評価業務約款には、次の各号に掲げる事項を規定するものとする。

- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関することの規定
- (2) 申請者は、センターの請求があるときは、センターの評価業務遂行に必要な範囲において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なく、かつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定
- (3) センターは、申請者から前号の情報の提供が行われない場合にあっては、設計住宅性能評価を中断し又は中止する旨の規定
- (4) 設計された住宅に係る住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）の交付前までに申請者の都合により申請に係る計画を変更する場合は、申請者は、速やかにセンターにその変更部分の設計評価申請関係図書を提出しなければならない旨の規定。ただし、その計画変更が大規模な場合にあっては、申請者は、当初の計画に係る設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件の新たな設計住宅性能評価を申請しなければならない旨の規定
- (5) 申請者の都合により、設計住宅性能評価書の交付の前に申請を取り下げる場合は、申請者は、その旨及び理由を記載した取下げ届をセンターに提出し、センターは、提出された設計評価申請関係図書を返還する旨の規定
- (6) 設計住宅性能評価書の交付する期日（以下「業務期日」という。）に関する規定
- (7) センターは、その責めに帰することができない事由により、業務期日までに設計住宅性能

評価書を交付できない場合には、申請者に対して交付できない理由を明示して、通知する旨の規定及び業務期日の延長を請求することができる旨の規定

- (8) 申請者は、センターの責めに帰すべき事由により、業務期日が遅延し又は遅延することが明らかな場合における契約解除及び損害賠償を請求することができる旨の規定
- (9) 評価の料金に関する事、支払期日に関する事及び支払方法に関する事の規定
- (10) 前号の料金が支払期日までに支払われない場合の契約解除及び損害賠償を請求することができる旨の規定
- (11) センターは、設計住宅性能評価を実施することにより、申請に係る計画が建築基準法（その他建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律を含む。以下同じ。）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証するものでない旨の規定
- (12) センターは、設計住宅性能評価を実施することにより、申請に係る住宅に瑕疵がないことについて保証するものではない旨の規定
- (13) センターは、設計評価申請関係図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価ができなかった場合においては、その結果について責任を負わない旨の規定

（設計住宅性能評価の実施）

第10条 センターは、設計住宅性能評価を引受けたときは、その審査を評価員に実施させるものとする。

- 2 評価員は、法、これに基づく命令及び告示並びにセンターが指定する住宅性能評価マニュアルに基づき、設計評価申請関係図書をもって、前項の審査を行うものとする。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧、提出又は説明を求めることができるものとする。
- 4 評価業務に従事する職員で評価員以外の者（以下「評価補助員」という。）は、評価員の指示に従い、申請の受付及び計画内容の予備審査等の補助的な業務を行うものとする。
- 5 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断し、その是正が図られるまでの間、再開しないものとする。

（設計住宅性能評価書の交付）

第11条 センターは、設計住宅性能評価を行ったときは、申請者に対して設計住宅性能評価書を交付するものとする。

- 2 前項の交付は、設計評価申請関係図書で設計住宅性能評価に要したものの1部を添えて行うものとする。
- 3 前項の図書の交付は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法において電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。
- 4 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1に定める方法によるものとする。
- 5 センターは、評価の結果、施行規則第4条第2項に掲げるものに該当するときは、設計住宅性能評価書を交付できない旨を記載した通知書を申請者に交付するものとする。

(設計住宅性能評価の申請の取下げ)

第12条 申請者は、その都合により設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下届をセンターに提出するものとする。この場合にあつては、センターは設計住宅性能評価を中止し、提出された設計評価申請関係図書を申請者に返還するものとする。

(設計評価申請関係図書の変更)

第13条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第14条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号（センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、第二号を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (3) 施工状況報告書の様式
- (4) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（確認を要しない住宅においては除く。）の写し

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価（以下「変更建設住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、前項第一号に掲げる図書、前項第二号及び第三号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書（以下「建設住宅性能評価書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする（ただし、センターにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあつては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）。

- 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号（センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、第二号を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）
- (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書

- (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の評価の結果を記載した書類
 - (5) 評価方法基準第4の3(1)ロの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類(建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。)又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、前2項に掲げる図書が整っていない場合であっても、センターに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができるものとする。
- 5 第1項又は第2項の申請は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスクにより行うことができる。

(建設住宅性能評価の引受及び契約)

第15条 センターは、前条の建設住宅性能評価の申請があったときは、次の各号に掲げる事項について審査してこれを引受けるものとする。

- (1) 申請に係る住宅が第5条に規定する評価業務の範囲に該当すること
 - (2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
 - (3) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと
- 2 センターは、前条の規定により申請者から提出された図書(以下「建設評価申請関係図書」という。)に前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引受けできない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価申請関係図書を返還するものとする。
- 4 第1項により申請を引受けたときは、センターは、申請者に引受けた旨を証する書面を交付するものとする。この場合、センターは、別に定める評価業務約款に基づき契約を締結するものとする。
- 5 申請者が正当な理由なく、引受承諾書に定める額の料金を評価業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、センターは、第1項の引受けを取消することができる。

(評価業務約款に規定すべき事項)

第16条 前条の評価業務約款には、次の各号に掲げる事項を規定するものとする。

- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関することの規定
- (2) 申請者は、センターが建設住宅性能評価を行う際に、当該申請に係る住宅、住宅の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (3) 申請者は、センターの請求があるときは、センターの評価業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る住宅に関する情報を遅滞なく、かつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定

- (4) 建設住宅性能評価書の交付前までに申請者の都合により、申請に係る住宅の建設工事を変更する場合は、申請者は、速やかにセンターにその変更部分の建設評価関係図書を提出しなければならない旨の規定。ただし、その変更が大規模な場合にあつては、申請者は、当初の計画に係る建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件の新たな建設住宅性能評価を申請しなければならない旨の規定
- (5) センターは、建設住宅性能評価を行う際において、申請者、施工者その他住宅の工事に関係する者の協力が得られないこと等により、申請に係る住宅、住宅の敷地若しくは工事現場に立入り、業務上必要な検査が行えない場合又は評価業務遂行に必要な申請に係る住宅に関する情報の提供が行われない場合にあつては、建設住宅性能評価を中断し又は中止する旨の規定
- (6) 申請者の都合により、建設住宅性能評価書の交付の前に申請を取り下げる場合は、申請者は、その旨及び理由を記載した取下届をセンターに提出し、センターは、提出された建設評価申請関係図書を返還する旨の規定
- (7) 建設住宅性能評価書の交付する期日（以下「業務期日」という。）に関する規定
- (8) センターは、その責めに帰することができない事由により、業務期日までに建設住宅性能評価書を交付できない場合には、申請者に対して交付できない理由を明示して、通知する旨の規定及び業務期日の延長を請求することができる旨の規定
- (9) 申請者は、センターの責めに帰すべき事由により、業務期日が遅延し又は遅延することが明らかな場合における契約解除及び損害賠償を請求することができる旨の規定
- (10) センターは、申請に係る住宅が建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあつては、同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付がなければ、第19条第1項の建設住宅性能評価書の交付を行わない旨の規定
- (11) 評価の料金に関する事、支払期日に関する事及び支払方法に関する事の規定
- (12) 前号の料金が支払期日までに支払われない場合の契約解除及び損害賠償を請求することができる旨の規定
- (13) センターは、建設住宅性能評価を実施することにより、申請に係る住宅が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するか否かを保証するものではない旨の規定
- (14) センターは、申請者、施工者又は工事監理者から提出のあつた図書に虚偽がある等の理由により適切な建設住宅性能評価が行えない場合において、当該建設住宅性能評価の結果について責任を負わない旨の規定
- (15) センターは、当該契約が建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではない旨の規定

(建設住宅性能評価の実施)

第17条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びにセンターが指定する住宅性能評価マニュアルに基づき、建設住宅性能評価を評価員に実施させるものとする。

2 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者又は工事監理者に対し、必要な図書の閲覧、提出又は説明を求めることができるものとする。

- 3 評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受付及び検査記録の作成等の補助的な業務を行うものとする。
- 4 評価員は、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断し、その是正が図られるまでの間、再開しないものとする。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断し、その補修等が完了するまでの間、建設住宅性能評価を再開しないものとする。

（現場検査）

- 第18条 申請者は、センターに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を書面又はFAX等により通知しなければならないものとする。
- 2 センターは、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行うものとする。
 - 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書をセンターに提出しなければならないものとする。
 - 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
 - 5 センターは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告するものとする。

（建設住宅性能評価書の交付）

- 第19条 センターは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、速やかに申請者に対し、建設住宅性能評価書を交付するものとする。
- 2 第11条第4項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
 - 3 センターは、評価の結果、施行規則第7条第2項に掲げるものに該当するとき又は評価料金が支払期日までに支払われないときは、施行規則別記第11号様式により建設住宅性能評価書を交付できない旨を記載した通知書を、申請者に交付するものとする。

（建設住宅性能評価の取下げ）

- 第20条 申請者は、その都合により建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げるときは、その旨及び理由を記載した取下届をセンターに提出するものとする。この場合にあつては、センターは、建設住宅性能評価を中止し、提出された建設評価申請関係図書を申請者に返還するものとする。

（建設工事の変更）

- 第21条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事

- が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

- 第22条 センターの理事長（以下「理事長」という。）は、評価業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから評価員を選任するものとする。
- 2 前項の評価員の数は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行うこととする。

(評価員の解任)

- 第23条 理事長は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。
- (1) 職務上の業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(評価員の配置)

- 第24条 理事長は、評価業務を実施させるため、評価員を本部に2人以上、各事務所（検査情報センター）に1人以上配置するものとする。
- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価を行わなければならないものとする。
- 3 各事務所において、評価員の病気等の事由により評価業務を行うことができない場合は、本部において行うものとする。
- 4 理事長は、設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の申請件数が一時的に増加するなど、適切に評価業務を行うことが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずるものとする。

(評価員の教育)

- 第25条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回以上、センターの行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。
- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価業務の実施体制)

- 第26条 評価業務に従事する職員（評価員を含む。以下同じ。）を第24条第1項の規定により本部に3人以上、各事務所に1人以上置くものとする。

- 2 理事長は、役員又は評価業務の担当部長を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価業務を統括し、評価業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

(身分証明書の携帯)

第27条 評価業務に従事する職員（評価員を含む。）は、住宅、住宅の敷地又は工事現場に立入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の証明書は、業務規程第1号様式のとおりとする。

(秘密保持義務)

第28条 センターの役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金

(設計住宅性能評価の申請料金)

第29条 第8条に規定する設計住宅性能評価の申請料金の額は、一件につき別表2のとおりとする。

- 2 別表2（い）欄の床面積の合計は、次の表の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表各号の右欄に掲げる面積（住宅の用途に供する部分以外の部分がある場合は、同表各項の右欄に掲げる面積から、住宅の用途に供する部分以外の部分の面積の2分の1を減じた面積）について算定する。

(1) 住宅を建築する場合	当該建築に係る部分の床面積
(2) 住宅の計画を変更して住宅を建築する場合で当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンター以外の者から受けている場合	当該建築に係る部分の床面積
(3) 共同住宅で、住宅の計画を変更して住宅を建築する場合で当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターから受けている場合又はセンターが設計住宅性能評価の審査中である住宅の計画を大規模に変更して建築する場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

- 3 一戸建て住宅（併用住宅を含む）で、住宅の計画を変更して住宅を建築する場合で当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターから受けている場合又はセンターが設計住宅性能評価の審査中である住宅の計画を大規模に変更して建築する場合の申請料金は、変更する性能表示事項一につき別表2-1のとおりとする。ただし、当該計画の変更に関する申請料金は、その建築物の当初の設計住宅性能評価の申請料金の額を上限とする。

- 4 一戸建て住宅（併用住宅を含む）で、性能表示事項のうち「構造の安定に関すること」について等級2以上を申請する場合は別表2-1に掲げる額を加算する（住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証等の場合を除く）。

（建設住宅性能評価の申請料金）

第30条 第15条に規定する建設住宅性能評価の申請料金の額は、一件につき、別表3のとおりとする。室内空気中の化学物質の濃度等に関する測定のコストにあつては、別表7のとおりとする。

- 2 別表3の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積（住宅の用途に供する部分以外の部分がある場合は、当該建築に係る部分の床面積から、住宅の用途に供する部分以外の部分の面積の2分の1を減じた面積）について算定する。

（センター以外の者が設計住宅性能評価を行った住宅の建設住宅性能評価の料金）

第31条 建設住宅性能評価の住宅の計画に係る設計住宅性能評価（設計住宅性能評価を受けた住宅の計画の変更に係る住宅性能評価を受けた場合にあつては、当該設計住宅性能評価）を行った者がセンターでない場合は、前条の料金に別表4（い）欄の床面積の合計に応じて（ろ）欄に掲げる額を加算する。

（評価料金を減額するための要件）

第32条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 建築基準法第7条の2に規定する完了検査を住宅性能評価と併せて申請した場合は、別表5のとおり住宅性能評価料金を減額する。
- (2) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (3) 住宅である認証型式部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (4) 一戸建ての住宅については1年間に20戸以上、共同住宅等については1年間に30戸以上の申請が見込めるときで、効率的に住宅性能評価が実施できるとセンターが認めるとき。
- (5) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、効率的に住宅性能評価が実施できるとセンターが認めるとき。
- (6) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。
- (7) (2)から(4)に該当する場合の減額の限度額の上限は、原則として20%とする。それ以外は別途協議するものとする。

（建設住宅性能評価の検査に係る追加料金）

第33条 別表8(イ)欄に掲げる地域に建設住宅性能評価の検査のために評価員等が出張する場合は、第30条の料金に同表(ロ)欄に掲げる額を加算する。

(評価料金の納入)

第34条 申請者は、第29条から第33条に定める住宅性能評価の料金を銀行振込により納入するものとする。

- 2 前項の納入に要する費用は、申請者の負担とする。
- 3 センター及び申請者は、別途協議により、一括の納入その他別の方法をとることができる。

(評価料金の返還)

第35条 納入された評価料金は、返還しないものとする。ただし、センターの責めに帰すべき事由により評価業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

(契約解除等があった場合の料金)

第36条 評価業務約款第6条第5項後段の取下げを行った場合及び第7条第2項の解除を行った場合の料金は、別表6の(イ)欄の時期に応じて、第29条から第32条による評価料金の額に、(ロ)欄の率を乗じた額とそれまでに実施した検査回数に応じ、第33条による追加料金を合算した額とする。

(負担金の納付)

第37条 センターは、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付するものとする。

第6章 雑 則

(登録の区分等の掲示)

第38条 センターは、法第17条の規定により、施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を各事務所において公衆に見やすいように掲示するものとする。

(評価業務規程等の公開)

第39条 センターは、本規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設したセンターのホームページ (<http://www.sjkc.or.jp/>) において公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第40条 センターは、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びに事業報告書を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第41条 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第18条第2項第4号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び図書の保存期間)

第42条 帳簿及び図書の保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第19条第1項の規定による帳簿 センターが評価業務を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20年間

(帳簿及び図書の保存方法)

第43条 帳簿及び図書の保存は、審査中は審査のため特に必要のある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室又はロッカー等において、確実にかつ秘密の漏れることのない方法で行うものとする。

- 2 前項の保存は、前条第1号に規定する帳簿への記載事項及び同条第2号に規定する図書が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクの保存により行うことができるものとする。

(評価業務に関する公正の確保)

第44条 センターの役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わな

いものとする。

2 センターの役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 センターの役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行った場合

4 センターの役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

（損害賠償保険の加入）

第45条 センターは、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間5千万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

（事前相談）

第46条 設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、その申請に先立ち、センターに事前相談をすることができるものとする。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第47条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合は、情報の保護に係る措置について別に定めるものとする。

附 則

この規程は、法第15条第1項の規定による建設大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行し、施行後は、財団法人さいたま住宅検査センター評価業務料金規程（平成12年10月3日施行）を廃止する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第11条及び第19条関係)

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3桁目	センターの登録番号
4～5桁目	センターの事務所毎に付する番号
6～9桁目	西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅）
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表 2 (第29条関係)

設計住宅性能評価の料金

1 一戸建ての住宅 単位：円 (税込み)

(い) 床面積	(ろ) 料 金
200㎡以内のもの	33,000
200㎡を超えるもの	44,000

2 共同住宅等 単位：円 (税込み)

(い) 床面積	(ろ) 料 金
200㎡以内のもの	$39,600 + M \times 15,400$
200㎡を超え、500㎡以内のもの	$50,600 + M \times 15,400$
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	$110,000 + M \times 15,400$
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	$187,000 + M \times 11,000$
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	$495,000 + M \times 11,000$
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	$715,000 + M \times 11,000$
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	$858,000 + M \times 8,800$
50,000㎡を超えるもの	$990,000 + M \times 8,800$

(注1) Mは、評価対象戸数を示す。

別表 2-1 (第29条関係)

一戸建ての住宅（併用住宅を含む）で住宅の計画を変更する場合の料金及び「構造の安定に関すること」について等級2以上を申請する場合の加算額

単位：円 (税込み)

一戸建ての住宅（併用住宅を含む）で、住宅の計画を変更して住宅を建築する場合で当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をセンターから受けている場合又はセンターが設計住宅性能評価の審査中である住宅の計画を大規模に変更して建築する場合	性能表示事項一につき 5,500円
一戸建ての住宅（併用住宅を含む）で、性能表示事項のうち「構造の安定に関すること」について等級2以上を申請する場合（住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証等の場合を除く）	8,800円

別表3 (第30条関係)

建設住宅性能評価の料金 (新築)

1 一戸建ての住宅

センターが設計住宅性能評価を行った場合

単位：円 (税込み)

(い) 床面積	(ろ) 料 金
200㎡以内のもの	99,000
200㎡を超えるもの	110,000

2 共同住宅等

単位：円 (税込み)

(い) 床面積	(ろ) 料 金	(は) 加算額
200㎡以内のもの	$13,200 + M \times 13,200 + N \times 24,200$	$T \times 4,400$
200㎡を超え、500㎡以内のもの	$13,200 + M \times 13,200 + N \times 30,800$	$T \times 4,400$
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	$37,400 + M \times 13,200 + N \times 48,400$	$T \times 4,400$
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	$37,400 + M \times 13,200 + N \times 77,000$	$T \times 4,400$
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	$88,000 + M \times 13,200 + N \times 176,000$	$T \times 4,400$
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	$127,600 + M \times 13,200 + N \times 242,000$	$T \times 4,400$
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	$154,000 + M \times 13,200 + N \times 305,800$	$T \times 4,400$
50,000㎡を超えるもの	$176,000 + M \times 13,200 + N \times 330,000$	$T \times 4,400$

(注1) Nは、検査を行う回数を示す。

(注2) Mは、評価対象戸数を示す。

(注3) Tは、評価対象戸数の総戸数を示す。

建設住宅性能評価の料金 (既存住宅)

3 現況検査 (必須)

単位：円 (税込み)

(い) 床面積		(ろ) 料 金	
		設計図書有	設計図書無
一戸建て の住宅	200㎡以内のもの	66,000	88,000
	200㎡を超えるもの	72,600	96,800

共同住宅等	別途見積
-------	------

4 特定現況検査（選択） 単位：円（税込み）

(い) 建物形状	(ろ) 料 金
一戸建ての住宅	33,000
共同住宅等	別途見積

5 個別性能評価（選択） 単位：円（税込み）

評価項目		単位	一戸建ての住宅		共同住宅等			
			右記以外の住宅 (設計図書があるものに限る)	新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅で、設計審査を省略できる場合	右記以外の住宅 (設計図書があるものに限る)	新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅で、設計審査を省略できる場合		
1. 構造の安定に関する こと	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	棟	55,000	3,300	別表5-1	3,300		
	1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）							
	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）							
	1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）							
	1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）							
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法							
	1-7 基礎の構造方法及び形式等							
2. 火災時の安全に関する こと	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	住戸	5,500	3,300	5,500	3,300		
	2-4 脱出対策（火災時）							
	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））							
	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分開口部以外）							
	2-2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）						—	—
	2-3 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）						—	—

	2-7 耐火等級（界壁及び界床）		—	—		
3. 劣化の軽減に関する こと	3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	棟	5,500	3,300	別表5-2②	11,000
4. 維持管理・更新への 配慮に関する こと	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	住戸	5,500	3,300	5,500	3,300
	4-2 維持管理対策等級（共有配管）		—	—		
	4-3 更新対策（共用排水管）		—	—		
	4-4 更新対策（住戸専用部）		—	—		
5. 温熱環境・エネルギー消費量に 関すること	5-1 断熱等性能等級	仕様基準	8,800	3,300	8,800	3,300
		性能基準	14,300		14,300	
	5-2 一次エネルギー消費量等級	33,000	33,000			
6. 空気環境に関する こと	6-2 局所換気設備	住戸	5,500	3,300	5,500	3,300
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等		別途見積り		別途見積り	
	6-4 石綿含有建材の有無等					
	6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等					
7. 光・視環境に関する こと	7-1 単純開口率	住戸	5,500	3,300	5,500	3,300
	7-2 方位別開口比					
9. 高齢者等への配慮に 関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	住戸	5,500	3,300	5,500	3,300
	9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）		—	—	5,500	3,300
10. 防犯に関する こと	10-1 開口部の侵入防止対策	住戸	5,500	3,300	5,500	3,300

5-1 個別性能評価（1. 構造の安定に関すること（共同住宅等））

（1）木造

単位：円（税込み）

延べ面積	構造計算の種類別料金			
	品確法壁量計算・耐震診断（一般診断）	耐震診断（精密診断）	許容応力度計算	保有水平耐力計算・限界耐力計算
200㎡以内のもの	77,000	88,000	88,000	別途見積り
200㎡を超えるもの※	99,000 ※	110,000 ※	110,000 ※	

※50㎡を増す毎に22,000円を加算する。

(2) 木造以外

単位：円（税込み）

延べ面積	構造計算の種類別料金		
	許容応力度計算	耐震診断（精密診断）	限界耐力計算等
200㎡以内のもの	132,000	132,000	別途見積り
200㎡を超え、500㎡以内のもの	176,000	176,000	
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	231,000	231,000	
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	253,000	253,000	
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	275,000	275,000	
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	297,000	297,000	
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	352,000	352,000	
50,000㎡を超えるもの	別途見積り	別途見積り	

5-2 個別性能評価（3.劣化の軽減に関すること（共同住宅等））

(1) 木造

単位：円（税込み）

延べ面積	料金
200㎡以内のもの	66,000
200㎡を超えるもの ※	88,000 ※

※50㎡を増す毎に22,000円を加算する。

(2) 木造以外

単位：円（税込み）

延べ面積	料金
200㎡以内のもの	55,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	71,500
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	88,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	110,000
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	220,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	330,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	440,000
50,000㎡を超えるもの	別途見積り

別表4（第31条関係）

センター以外の者が設計住宅性能評価を行った
場合の建設住宅性能評価料金の加算額

1 一戸建ての住宅

単位：円（税込み）

(い) 床面積	(ろ) 料 金
200㎡以内のもの	16,500
200㎡を超えるもの	22,000

2 共同住宅等

単位：円（税込み）

(い) 床面積	(ろ) 料 金
200㎡以内のもの	19,800
200㎡を超え、500㎡以内のもの	25,300
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	55,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	93,500
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	247,500
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	357,500
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	429,000
50,000㎡を超えるもの	495,000

別表5（第32条第1号関係）

建築基準法に基づく完了検査を併せて申請した場合の評価料金の減額

完了検査と併せて申請

(1) 一戸建ての住宅

完了検査1回について、別表3の料金に8分の1を乗じた額を減額する。

(2) 共同住宅等

完了検査1回について、下式で計算した額を減額する。

$$\{ (\text{別表3 (ろ) に掲げる額}) / (\text{検査回数}) \} \times 1 / 2$$

別表6（第36条関係）

建設住宅性能評価の取下げを行った場合の料金

(い) 時 期	(ろ) 乗ずる率
建設住宅性能評価の申請をセンターが受理した日から、第1回目の現場検査の前日まで	10%
第1回目の現場検査を実施した日から、第2回目の現場検査の前日まで	25%
第2回目の現場検査を実施した日から、第3回目の現場検査の前日まで	50%
第3回目の現場検査を実施した日から、第4回目の現場検査の前日まで	75%

第4回の現場検査を実施した日以降	100%
------------------	------

(注) 申請者に返還する料金に利息は付さない。

別表7 (第30条関係)

室内空气中の化学物質の濃度等の測定に関する料金

1 一戸建ての住宅

単位：円 (税込み)

化学物質名	料 金
ホルムアルデヒドのそれぞれ1検体当り	44,000
トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンのそれぞれ1検体当り	49,500

(注1) トルエン、キシレン、エチルベンゼン又はスチレンの測定において、同一検体における追加分析は、1成分毎に7,700円とする。

(注2) 測定方法は、性能の確認されたパッシブサンプラー法による。

2 共同住宅等

単位：円 (税込み)

化学物質名	料 金
ホルムアルデヒドのそれぞれ1検体当り	38,500
トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンのそれぞれ1検体当り	44,000

(注1) トルエン、キシレン、エチルベンゼン又はスチレンの測定において、同一検体における追加分析は、1成分毎に7,700円とする。

(注2) 測定方法は、性能の確認されたパッシブサンプラー法による。

(注3) 1住戸のみの測定の場合は、一戸建ての住宅と同じとする。

別表8 (第33条関係)

建設住宅性能評価の検査に係る追加料金

単位：円 (税込み)

(い) 地 域	(ろ) 料 金 (検査1回当り)	備 考
茨城県 ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、 東海村 栃木県 宇都宮市、鹿沼市、那須烏山市、茂 木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 群馬県 沼田市、安中市、上野村、下仁田町、	3,300	

南牧村、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村		同一申請者による複数の検査対象物件又は同一物件でセンターが行う他の業務の検査の申請がある場合で、現場検査が同時に実施できるなど、センターが効率的に検査を実施できるときは、申請者と協議の上加算額を決定する。
茨城県 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、大子町 栃木県 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、那須町、那珂川町 群馬県 中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、片品村、みなかみ町	5,500	
千葉県 銚子市、館山市、木更津市、茂原市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、八街市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、多古町、東庄町、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 茨城県 神栖市 神奈川県 全域	13,200	

別表9

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第4項、同第7条第4項及び同第7条第5項に基づき、住宅性能評価書の再交付を行う場合の料金は、以下のとおりとする。

単位：円（税込み）

再交付料金	料 金
評価書1通につき	5,500

業務規程第1号様式（第27条関係）

評価員が携帯する身分証明書

評 価 員 証	
氏 名	写真
生 年 月 日	
評価員登録番号	
有 効 期 間	
上記の者は、当センターの評価員であることを証明する。	
一般財団法人 さいたま住宅検査センター	
郵便番号	
住 所	
電話番号	

評価補助員が携帯する身分証明書

評 価 補 助 員 証	
氏 名	写真
生 年 月 日	
有 効 期 間	
上記の者は、当センターの評価補助員であることを証明する。	
一般財団法人 さいたま住宅検査センター	
郵便番号	
住 所	
電話番号	